

興部町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年(2026年)2月

興部町

はじめに

本町では、新型インフルエンザその他社会的影響が懸念される感染症の脅威から町民の生活・健康を守るため、町内において新型インフルエンザ等感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の感染症が発生及び流行した場合に備え、国や北海道（以下「道」という。）と連携のもと、有事の際に適切な対策を選択できるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、平成27年12月に「興部町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成し、町内の新型インフルエンザ等対策に関する取組を進めてきた。

令和2年1月28日に道内で初めて新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以来、他の地域に感染が拡大し、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。

今般、国は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）の抜本的な改定を行った。

その後、道においても、令和6年3月に策定した「北海道感染症予防計画」（以下「予防計画」という。）や「北海道医療計画」（以下「医療計画」という。）との整合性を図りつつ、政府行動計画や新型コロナ対応の経験を踏まえた新たな感染症危機への対応方針を反映させるとともに、感染症の専門家をはじめとする幅広い分野の有識者から意見を聴取しながら、令和7年3月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を改定した。

こうした動きを受け、本町においても、道行動計画の内容を踏まえ、新型コロナ対応時に経験した本町の実情も考慮するとともに、町内医療機関の有識者からのご意見を伺いながら、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等の流行の可能性も想定し、様々な状況に対応できるよう改定を行った。

将来起こり得る新型インフルエンザ等の発生に対応するため、今後も、町行動計画に基づき、国や道と連携しながら、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施し、町民の生命及び健康を守るとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を可能な限り軽減できるよう取り組んでいく。

興部町新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2

第2章 興部町新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応

第1節 興部町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	3
--------------------------------------	---

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	7
第4節 対策推進のための役割分担	11
第5節 新型インフルエンザ等対策の対策項目	14

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組等

第1章 実施体制

第1節 準備期（平時）	15
第2節 初動期	15
第3節 対応期	16

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期（平時）	17
第2節 初動期	17
第3節 対応期	18

第3章 サーベイランス

第1節 準備期（平時）	20
第2節 初動期	21
第3節 対応期	21

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期（平時）	23
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26

第5章 水際対策

第1節 準備期（平時）	28
第2節 初動期	28
第3節 対応期	29

第6章 まん延防止

第1節 準備期（平時）	30
第2節 初動期	31
第3節 対応期	31

第7章 ワクチン

第1節 準備期（平時）	34
第2節 初動期	35
第3節 対応期	35

第8章 医療

第1節 準備期（平時）	38
第2節 初動期	38
第3節 対応期	39

第9章 治療薬・治療法

第1節 初動期	41
第2節 対応期	41

第10章 検査

第1節 準備期（平時）	43
第2節 初動期	43
第3節 対応期	44

第11章 保健

第1節 準備期（平時）	45
第2節 初動期	45
第3節 対応期	46

第12章 物資

第1節 準備期～初動期	48
第2節 対応期	48

第13章 町民生活及び町民の社会経済の安定の確保

第1節 準備期（平時）	50
第2節 初動期	51
第3節 対応期	51

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした薬剤耐性対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響の大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことなどから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、①新型インフルエンザ等感染症、②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）、③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

第2章 興部町新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応

第1節 興部町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

平成25年6月、特措法第6条に基づき、政府行動計画が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和6年7月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会をめざすものである。本町では、特措法の制定以前から、平成21年5月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験をふまえ、町民の健康を守り、生活への影響を最小限にとどめることを目的に、平成27年12月、「興部町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。さらに、北海道対策本部（以下「道対策本部」という。）が設置された場合に、町長より任命を受けた本部長を筆頭とした対策本部を速やかに設置し、町を挙げて対策を推進するため、「興部町新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制整備を図った。今般、国や道行動計画が改定されたことを受け、町行動計画を改定する。なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、町においても、国や道の動向や取組状況等を踏まえ、必要に応じ、町行動計画の改定を検討する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないものと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び町民の社会経済活動への影響を軽減する。
- ・町民生活及び町民の社会経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。政府行動計画においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

町行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、道行動計画を踏まえつつ、一連の流れをもった戦略を確立する。

対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

準備期の対応

発生前の段階では地域における医療体制の整備や町民に対する啓発、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

初動期の対応

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、道内及び町内に病原体の侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提とし、新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

対応期の対応

対応期については、以下のⅠ～Ⅲ期までの時期に区分する。

対 応 期	Ⅰ期	封じ込めを念頭に対応する時期
	Ⅱ-1期	病原体の性状等に応じて対応する時期
	Ⅱ-2期	ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期
	Ⅲ期	措置法によらない基本的な感染対策に移行する時期

○対応Ⅰ期

政府対策本部及び道対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等発生の初期段階では、病原体の性状についての限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染症動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。その後感染拡大が進んで時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○対応期Ⅱ-1期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○対応期Ⅱ-2期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

○対応期Ⅲ期

最終的には、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原体や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、各関係機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、以下の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例を探知された後、速やかに町として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) DXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国や道及び市町村との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び町民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

(2) 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び保健医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡大を図りつつ、感染拡大のスピードやピークを医療提供体制で対応できるレベルに抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や町民の社会経済活動等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国等が定める指標も踏まえた上で、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

対策の切替え時期については、柔軟な対応が可能となるよう、リスク評価等に応じて、個々の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の

影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、特に必要があると認めるときは、道に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6 社会福祉施設等における対応

町は、感染症危機における高齢者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国及び道と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【道の役割】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。

そのため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制及び宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた事業継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定(地方)公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

7 町民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

なお、感染対策として行動制限がかかった場合には、その期間が長期化することで身体的・精神的ストレスや社会的孤立が生じやすくなることを認識し、適度な運動やバランスの取れた食事、十分な休養、心の健康の維持など、制限下においても可能な範囲で健康を保つための工夫を行うよう努める。

第5節 新型インフルエンザ等対策の対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び道行動計画を踏まえ、以下の13項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 町民生活及び町民の社会経済活動の安定の確保

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要である。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組等

第1章 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康、町民生活及び町民の社会経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。町においては、平時から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期（平時）

（1）実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び道行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

（2）行動計画等の作成や体制整備

町は、町行動計画及びマニュアルを作成するとともに、必要に応じ、変更する。行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

（3）関係機関との連携

町、指定地方公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

（1）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部及び道対策本部が設置された場合、町は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

- ② 町は、道等と連携しながら、国内外の発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、速やかにリスク評価を行い、その結果を共有する。
- ③ 町は、国において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

第3節 対応期

(1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

① 緊急事態措置のための職員の派遣・応援への対応

- ・ 町は、緊急事態措置のための事務を実施するにあたり、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・ 町は、緊急事態宣言区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求める。

② 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財政を確保し、必要な対応を実施する。

(2) 緊急事態措置の検討等について

① 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、町対策本部を設置する。町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認める時は、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(3) 措置法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

① 町対策本部の廃止

町は、政府対策本部及び道対策本部が廃止されたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報収集・分析

町は、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。

第1節 準備期（平時）

1 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、町民生活及び町民の社会経済活動に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

2 所要の対応

（1）情報収集

町は、道等の情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、関係機関に速やかに共有するよう努める。

第2節 初動期

1 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、町は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部等を立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

(1) 体制整備

- ① 町は、道等と連携しながら、国内外の発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、速やかにリスク評価を行い、その結果を共有する。
- ② 町は、国において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

(2) リスク評価

① 情報収集・分析に基づくリスク評価

町は、道等と連携して、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬物感受性)、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生、医療への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。

② リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

町は、感染症法に基づき厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ等に係る発生等の公表やリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断し、必要な準備を行うとともに、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

(3) 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

町は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策、道・町が収集・分析した情報等について、関係機関に共有するとともに、必要に応じて、町民等に迅速に提供・共有する。

第3節 対応期

1 目的

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と町民生活及び町民の社会経済活動との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

2 所要の対応

(1) 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 町は、道等と連携して、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響等について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、準備期及び初動期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、道等からの情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき実施する。この際、感染症危機の経過、状況の変化やこれらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。
- ② 町は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、町民生活及び町民の社会経済活動に関する情報や社会的影響についても、道等の収集又は分析した結果を考慮する。

(2) 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

町は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策、町及び道が収集・分析した情報等について、関係機関に提供するとともに、必要に応じて、町民等に迅速に情報を提供・共有する。

第3章 サーベイランス

感染症対策におけるサーベイランスとは、感染症に関する患者の発生状況や流行変化等を継続的に監視し、感染症の動向を把握することや対策の効果を判定することであり、感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、町は、道と連携して新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築を行うとともに、感染症発生動向の把握等の平時の感染症サーベイランスを実施する。

第1節 準備期（平時）

1 目的

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのため、平時からあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2 所要の対応

（1）平時に行う感染症サーベイランス

町は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向、保育所や学校等の複数の情報源から町内の流行状況を把握する。

（2）分析結果の共有

町は、国から感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果の提供を受けた場合には、分析結果に基づく正確な情報を町民等に分かりやすく提供・共有する。

第2節 初動期

1 目的

国内外における感染症有事の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ適確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2 所要の対応

（1）情報の共有

町は、国や道等から提供される感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報について関係機関に共有するとともに、感染症の発生状況等や感染対策に関する情報を、必要に応じて町民へ迅速に提供・共有する。

第3節 対応期

1 目的

町内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、町民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

2 所要の対応

（1）実施体制

町は、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、厚生労働省で定める感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知する。

(2) 有事の感染症サーベイランスの実施

町は、町内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、国において、患者の全数把握から定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスに移行する方針が示された場合は、町においても同様の対応を行う。

(3) 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

町は、国から感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報が共有された場合には、町民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等とともに迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、国によるリスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、町民等の意見や関心を踏まえつつ、不安の軽減や理解の促進に資するよう、可能な限り科学的根拠に基づいて分かりやすく情報を提供・共有する。

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分に配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、町民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取り組みを進める。

第1節 準備期（平時）

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等、他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

2 所要の対応

（1）平時における町民等への情報提供・共有

① 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の対策について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対する情報提供・共有を行う。

② 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得るこ

とや、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

③ 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック(信頼性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況)の問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

④ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方などへの適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

- ・ 町は、有事に速やかに感染症情報を町民へ情報提供・共有が図れるよう、必要に応じて専門的知見を有する者等から助言を得ながら、町民等への情報提供・共有方法や、町民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。
- ・ 町は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である町民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法を整理する。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた適確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

2 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、国や道から示される感染症の発生状況等に関する公表基準を踏まえ、町民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する道の情報の公開に関し、当該情報に関する町民等の理解の増進に資するために必要があると認めるときは、道に対し個人情報の保護に留意の上、患者数及び居住地域等の情報を求める。
- ③ 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を柔軟に整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、ホームページ等により、町民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

(2) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、医療従事者等の士気の維持に影響するおそれがあること、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなることなどについて、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。また、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動ができるようにすることが重要である。このため、町は、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることなどについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 基本的方針

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等から利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等発生状況、感染症拡大防止措置等の対策について、ホームページ等により、町民に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見

等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(3) リスク評価に基づく方針の決定・見直し

① こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、町民に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に情報提供・共有しつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

第5章 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機管理への対策に対応するための時間を確保することが重要である。

第1節 準備期

1 目的

平時から、国が行う水際対策に係る体制整備に協力する。

2 所要の対応

(1) 水際対策の実施に関する体制の整備

町は、国が行う検疫法に基づく入院対応等について、国との連携体制の構築に協力する。

第2節 初動期

1 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、町内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

国の検疫措置の強化に伴い、町は、道や検疫所、保健所設置市や医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。

第3節 対応期

1 目的

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、町民生活及び町民の社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、国が行う水際対策について、道と連携を進める。

2 所要の対応

（1）対応期の対応

- ① 町は、状況の変化を踏まえ、初動期の対応を継続する。
- ② 町は、保健所から新型インフルエンザ等の患者を発見した旨の情報提供を受けた場合には、保健所と連携して、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。

第6章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び町民の社会経済活動への影響を最小限にすることを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療機関が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。このため、町は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、措置法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がされない場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

第1節 準備期（平時）

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

（1）新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知・広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 町、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 町は道と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

- ④ 町は、平時から職場における感染防止対策に必要な物品を備蓄する。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにするため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

(1) 町内でのまん延防止対策

町は、町内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町は、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

2 所要の対応

(1) まん延防止対策の内容

町は、国や道、国立健康危機管理研究所機構等（J I H S）による情報収集・分析やリスク評価及び国や道が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び町民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

① 患者や濃厚接触者への対応

町は、国や道と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。

② 患者や濃厚接触者以外の住民に対する情報提供

町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

（２）時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

① 封じ込めを念頭に対応する時期

町は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する町民の免疫の獲得が不十分であることなどを踏まえ、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らすなどの対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

町は、国や道、国立健康危機管理研究所機構等が行う病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果及び国や道が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断する。

・ 病原性及び感染性がいずれも高い場合

罹患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の町民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る道への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

・ 病原性が高く、感染性が低い場合

罹患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

- ・ 病原性が高くなく、感染性が高い場合

罹患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、道と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、道の予防計画及び医療計画に基づいた、医療機関の役割分担が適切に見直されるよう、道と連携して対応する。

- ・ こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向があるなどの特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、対策を講ずる。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

町は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

(3)まん延防止等重点措置及び緊急事態措置

町は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づくリスク評価を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る道への申請を検討する。

第7章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、関係機関は、国や道の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行う。

第1節 準備期（平時）

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や道の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

2 所要の対応

（1）接種体制の構築

① 接種体制

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう町の医療機関等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。また、乳幼児等に対し町内での接種が困難な場合には、近隣医療機関の協力を得る等、状況に応じて接種体制の広域化の検討を進めていく必要がある。

② 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、集団的な接種を実施することとなることから、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

③ 住民接種

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ・ 町は、国又は道の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ・ 町は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本町以外における接種を可能にするよう取組を進める。
- ・ 町は、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、医療関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

④ 情報提供・共有

町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民に対し予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

第2節 初動期

1 目的

国や道の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

2 所要の対応

(1) 接種体制

① 接種体制の構築

町は、適宜関係機関と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など接種体制の構築を行う。

② 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

町は、予防接種を行うために必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。

第3節 対応期

1 目的

国や道の方針を基に構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

(1) 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国や道の方針に基づき追加接種を行なう場合、混乱なく円滑に接種が進められるよう、町は、国や道、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

(2) 特定接種

町は、国や道と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対し、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(3) 住民接種

① 住民接種の接種順位の決定

国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、医療関係団体と協議の上、接種対象者の優先順位付けを行う。

② 予防接種の準備

町は、国や道と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施するための準備を行う。

③ 予防接種体制の構築

町は、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

④ 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、町民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

⑤ 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、医療機関と連携し接種体制を確保する。原則として、町内に居住する者を対象に集団接種を実施する。

⑥ 接種記録の管理

町は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(4) ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される情報や、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見や海外の動向等の情報に基づき、安全対策について町民等へ適切な情報提供・共有を行う。

(5) 情報提供・共有

- ① 町は、医療機関と連携し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。
- ② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民等への周知・共有を行う。

第8章 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は健康被害を最小限にとどめ、町民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。平時から地域の実情に応じた医療体制を整備するとともに、感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、道と連携して感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染症等に応じて変化する状況に機動的かつ、柔軟に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

第1節 準備期

1 目的

町は、道が整備する医療体制について平時から道と調整を行い、地域の実情に応じた医療体制を整備する。

2 所要の対応

(1) 基本的な医療提供体制

道が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。町は、下記①の相談体制を整備する役割を担う。

① 相談体制

町は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談体制を整備する。発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から町民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

このため、道や国から提供・共有された感染症に係る情報や要請に基づき、保健所及び医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。

2 所要の対応

① 相談体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談体制を整備し、町民へ周知する。発生国・地域からの帰国者や有症状者等に対して、必要に応じて道と連携して感染症指定医療機関への受診につなげる。

② 医療提供体制の構築

- ・ 町は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがある場合は、保健所に連絡するよう周知する。
- ・ 町は、道と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知する。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、町民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、町は、国や道から提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

2 所要の対応

(1) 相談体制の強化

町は、有症状者等からの相談に対応する相談体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

(2) 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 町は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう周知し、医療機関は、症

例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症疾患と判断した場合は、直ちに保健所に届け出を行う。

- ② 町は、地域の医療提供体制及び相談体制、医療機関への受診方法等について町民等に周知する。

(3) 健康観察及び生活支援

町は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染症、薬剤感受性等）、流行状況を勘案した上で、当該患者等に対して自宅や宿泊施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就労制限を行なう。

第9章 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。町は、道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整備する。

第1節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、治療薬・治療法の活用に向けた取り組みを進める。

2 所要の対応

(1) 治療薬の流通管理及び適正使用

町は、道と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないことなど適正な流通を指導する。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

町は、国や道と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。

第2節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保・治療法を確立し、治療薬が必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

(1) 治療薬の流通管理

町は、初動期から引き続き、国や道と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう周知する。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

町は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量や流通・供給状況と患者の発生状況を踏まえ、必要に応じて、道に対して備蓄分の配分を要請する。

第10章 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替のためにも重要である。

第1節 準備期（平時）

1 目的

新型インフルエンザの発生時に、検査の実施により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大されることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

2 所要の対応

（1）検査体制の整備

- ① 町は、国及び道と連携し、予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための体制を整える。また、国と連携し、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整える。
- ② 町は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

2 所要の対応

(1) リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等

町は、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、町民に分かりやすく提供・共有する。

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげるとともに患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、町は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴も踏まえつつ、医療提供体制の状況等に基づくリスク評価を踏まえ、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、町民等に提供・周知する。

2 所要の対応

(1) 検査体制

町は、国より無症状病原保有者への検査を行う方針が示された場合には、検査対象者等を関係機関へ周知する。

第11章 保健

町は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省略化を行いながら地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

第1節 準備期（平時）

1 目的

町は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な物品の備蓄等を行ない有事に備える。

2 所要の対応

（1）研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

① 研修・訓練等の実施

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、道の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

第2節 初動期

1 目的

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後は迅速に対応できるようにする。

2 所要の対応

町は、有事の検査体制への移行について、医療機関等と連携し、必要に応じて検査体制を立ち上げる。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、道が定める予防計画や準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

2 所要の対応

(1) 有事体制への移行

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、道が行う情報集約、道及び市町間の調整、業務の一元化等の対応により支援を受けるとともに、国や道と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を道と共有する。

(2) 主な対応業務の実施

町は、道、他の市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と緊密に連携し、道予防計画、準備期に整理、整備した組織・業務体制や役割分担に基づき、以下①から④までに記載する感染症対応業務を実施する。

① 相談対応

町は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

② 積極的疫学調査

町は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。

③ 健康観察及び生活支援

- ・ 町は、保健所からの要請により、当該患者等やその濃厚接触者に対して、定められた期間の健康観察を行う。

- ・ 町は、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を保健所と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ・ 町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

第12章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

町は、平時から国の方針に基づき、個人防衛具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

第1節 準備期（平時）～初動期

1 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 所要の対応

（1）感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 町は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄する。

第2節 対応期（政府対策本部が設置され、基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降）

1 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、初動期に引き続き、道と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

(2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、道と連携して、近隣の市町村や指定地方公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通するなど、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第13章 町民生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び町民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民に必要な準備を行うことを推奨する。

第1節 準備期（平時）

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、道が新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置の実施により、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

2 所要の対応

（1）情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

（2）支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に迅速に情報が届くようにすることに留意する。

（3）物資及び資材の備蓄

① 町は、行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要に応じて食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう要請する。

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、域内における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

1 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び町民の社会経済の安定を確保する。

2 所要の対応

(1) 遺体の火葬・安置

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び町民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び町民の社会経済活動の安定の確保に努める。

2 所要の対応

(1) 町民生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

② 生活支援を要する者への支援

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 町は、町民生活及び町民の社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121

号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

町は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

- ・ 町は、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・ 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(2) 社会経済の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

町は、国や道の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び町民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するための必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的講ずる。

② 町民生活及び町民の社会経済活動の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活及び町民の社会経済活動の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

- ・ ごみ収集・処理
まん延時も、一般廃棄物の収集・処理が適正にできるために必要な措置
- ・ 安定した上下水道の供給
まん延時でも上下水道施設を適正に稼働させて機能を維持するため、町職員及び委託業者による運用体制を確立する。

興部町新型インフルエンザ等対策行動計画

発 行 興部町

発行日 令和8年（2026年）2月

編 集 興部町福祉保健課健康推進係